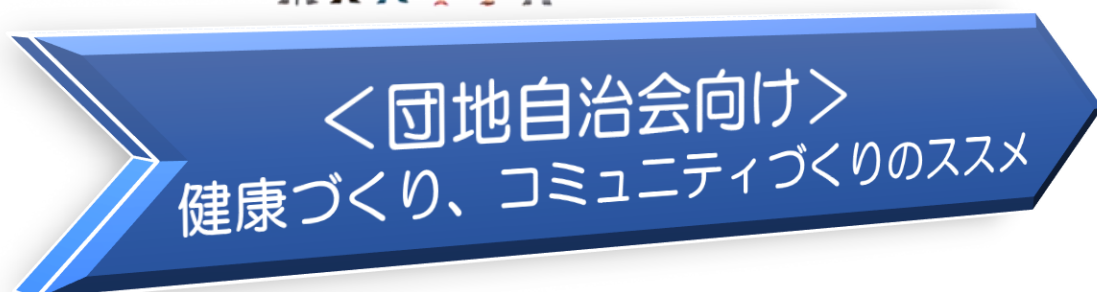
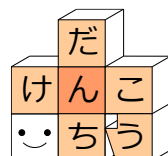


人生100歳時代に向けて はじめてみよう！



県では、入居者、県、市町、福祉団体等が連携しながら、近隣住民を含めた多様な交流やコミュニティ活動の活性化により、県営住宅を「**だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地**」へと再生することを目指しています。

この健康団地への再生を実現するためには、入居者の皆さんによる健康づくり・コミュニティづくりの取組みが重要です。



神奈川県内の高齢化率（65歳以上の）は約25%ですが、県営住宅の高齢化率は約50%となっており、多くの団地から、「自治会活動の継続が難しい」、「自治会役員の担い手がいない」という声が聞かれます。

また、独り暮らしの方も多く、交流が少ない、部屋に閉じこもりがち、という問題もあります。

そんな中でも、団地内の交流を活性化するため、自治会を中心に様々な活動を継続している団地もあります。

現在活動している団地は、更に輪を広げるべく、また、活動していない団地は、活動をスタートできるよう、県がサポートします！

どんな活動をしているの？

集会所で体操 & お茶会

週1回、集会所に集まり、ビデオを見ながら30分程度体操をしてから、みんなでお茶会。



家で一人であるより、お菓子を食べながらのおしゃべりは楽しいですし、「今日はあの方来ないのかしら？」と見守りの機会にもなっています。



県の講習会を活用

毎月1回、「集会所開放日」を設定。自治会主催で夏祭りやバザー、手作りボーリングなどのレクリエーション、消防署員を招いての防災講座などを開催。そのうちの1回で、県主催の座って行う体操を実施。

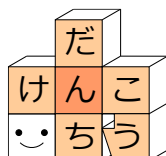
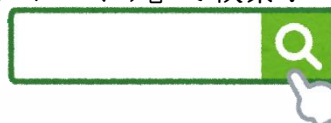


企画を考えるのは大変なこともありますが、地域ケアプラザや県とも相談しながら、企画しています。みんなが楽しんでいる姿を見ると、やりがいも感じます。



県の講習会事例を、県ホームページで紹介していますので、そちらもご覧ください。

『県営住宅での健康づくり、コミュニティづくり』で検索！





コミュニティルームで趣味の会

団地内の空き住戸を、住民が集えるコミュニティルームに用途変更し、住民の方の得意分野を活かして、手芸、刺し子などを毎週実施。

手先を使うことは、
認知症予防にもいいみたい!?



NPO法人が団地で活動

団地内の空き住戸をコミュニティルームに用途変更し、NPO法人が子どもから高齢者まで気軽に立ち寄れる居場所を提供。



NPOのネットワークを活かし、音楽会から介護・福祉の相談、子ども向けの料理会など、幅広い層を対象に、交流できるイベントを行っています。



コミュニティルームって？

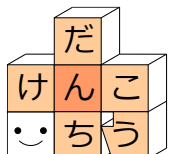


「集会所はあるけれど、もっと気軽に集える部屋が欲しい」というご要望に応じて、空き部屋をコミュニティルームへ用途変更することもできます。お気軽にお問合せください。

(要件がありますので、ご希望に応じることができない場合もあります。)

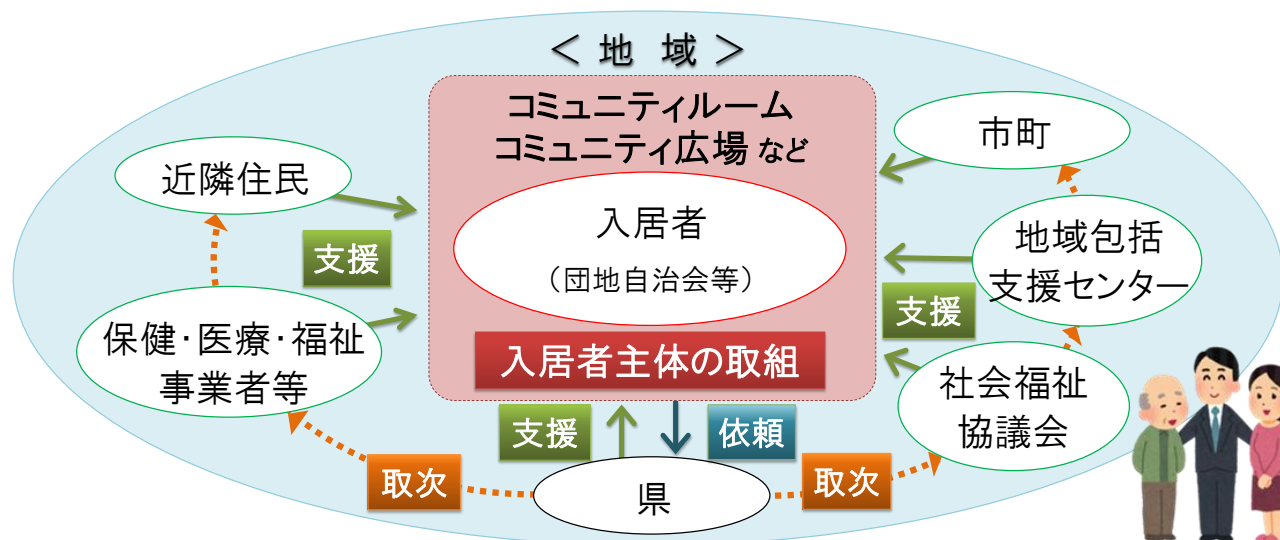
コミュニティルームの使用の条件（神奈川県公営住宅条例第65条の3）

- 【1】 団地住民の健康の増進、余暇活動の充実、交流の促進、生活の質の向上に資する事業を行う団地の入居者若しくは同居者、公共的団体若しくは民間の団体又は地方公共団体であること。
- 【2】 使用料を支払うことができること。（使用料については、条件により減免または免除となる場合があります。）
- 【3】 暴力団員ではないこと。
- 【4】 公営住宅における秩序を乱し、又は生活の平穩を害するおそれがないこと。



相談できるところはある？

県、市町、地域包括支援センターなどが皆さんの活動を支援していきます。
どこに相談したらいいかわからない場合は、まず県にご相談ください。



資金面での支援は？

「健康団地」を進める上で、お金が必要になることがあります。
(例：事務用品等の購入、チラシ等の作成、講師等への謝礼 など)



活動内容によっては、市町や地域の社会福祉協議会、民間団体等からの助成を受けられる可能性があります。

また、かながわボランティアセンターのホームページでは助成金の情報も随時お知らせしていますので、ご覧ください。

「健康団地」のご相談はこちらへ

神奈川県 公共住宅課 住宅管理グループ

電 話 045-210-6543 (平日9:00～17:00)

メール danchisaisei@pref.kanagawa.lg.jp